

はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関または指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、乙に対して指示を行い、又は乙から報告を求めることができる。

(実績報告及び検査)

第9条 乙は、毎月の回線の提供が完了したときは、直ちに甲に対して当該月分の実績報告書(様式1号)を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、直ちに、検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は、直ちに乙の負担において当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(回線使用料の支払い)

第10条 前条第2項または第3項の検査終了後、乙は、毎月の回線の使用料を、甲に対して書面により請求するものとする。

- 2 甲は、乙からの正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に、回線の使用料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に回線の使用料を支払わなかった場合は、甲に対し、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、この契約による回線の提供上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないほか、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。
- 3 乙及び業務従事者は、業務受託における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書(様式第2号)を甲へ提出しなければならない。

(資料等の管理及び返還)

第13条 乙は、この契約による回線の提供を行うために甲から貸与された資料や情報等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ業務以外の用途に使用してはならない。

2 前項に規定する資料や情報等は、甲の指示又は承認があるときを除き、事業実施場所から持ち出してはならない。甲から提供を受け、それに基づき乙が作成した資料や情報も同様とする。

3 第1項に規定する資料や情報等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、回線の提供に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく回線の提供に着手しないとき。

(3) 回線使用開始までに回線の提供の見込みがないと認められるとき。

(4) 回線の提供に関し不正の行為があったとき。

(5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、回線の使用料の月額に解除後の当該年度の残月数を乗じて得た金額（残月数に1月未満の期間を含む場合にあっては、1月未満の期間に係る金額は回線の使用料の月額の暦日数による日割りの金額とする。）の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。

4 第1項又は前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第16条 甲は、乙（第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第17条 甲は、第15条第1項若しくは第2項又は前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、第3条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ乙に対して書面により通知することにより、この契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第18条 乙は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、回線の使用料の月額額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。この契約が満了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第16条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し損害の賠償を求めることができる。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(仕様書等の変更)

第21条 甲又は乙が仕様書の内容等契約条件の変更を求める場合は、変更の内容及び

理由等を明らかにした書面により相手方に申し入れるものとする。

- 2 前項に規定する申し入れがあった場合は、甲及び乙はその内容の可否を協議するものとする。
- 3 前項に規定する協議において、甲乙間で合意した場合は、変更契約を締結するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約書に定めのない事項については愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事 中 村 時 広

乙

愛媛県知事 様

住所
氏名
代表者職氏名

回線提供実績報告書

年 月 日付けで契約を締結した第五次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線サービスの調達について、契約書第9条の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

1 期間

始 期	年	月	日
終 期	年	月	日

2 SLA実績値（具体的に記入すること。）

3 回線使用料（月額）

円（消費税及び地方消費税を含む）

※SLAに係る減額（ 円）